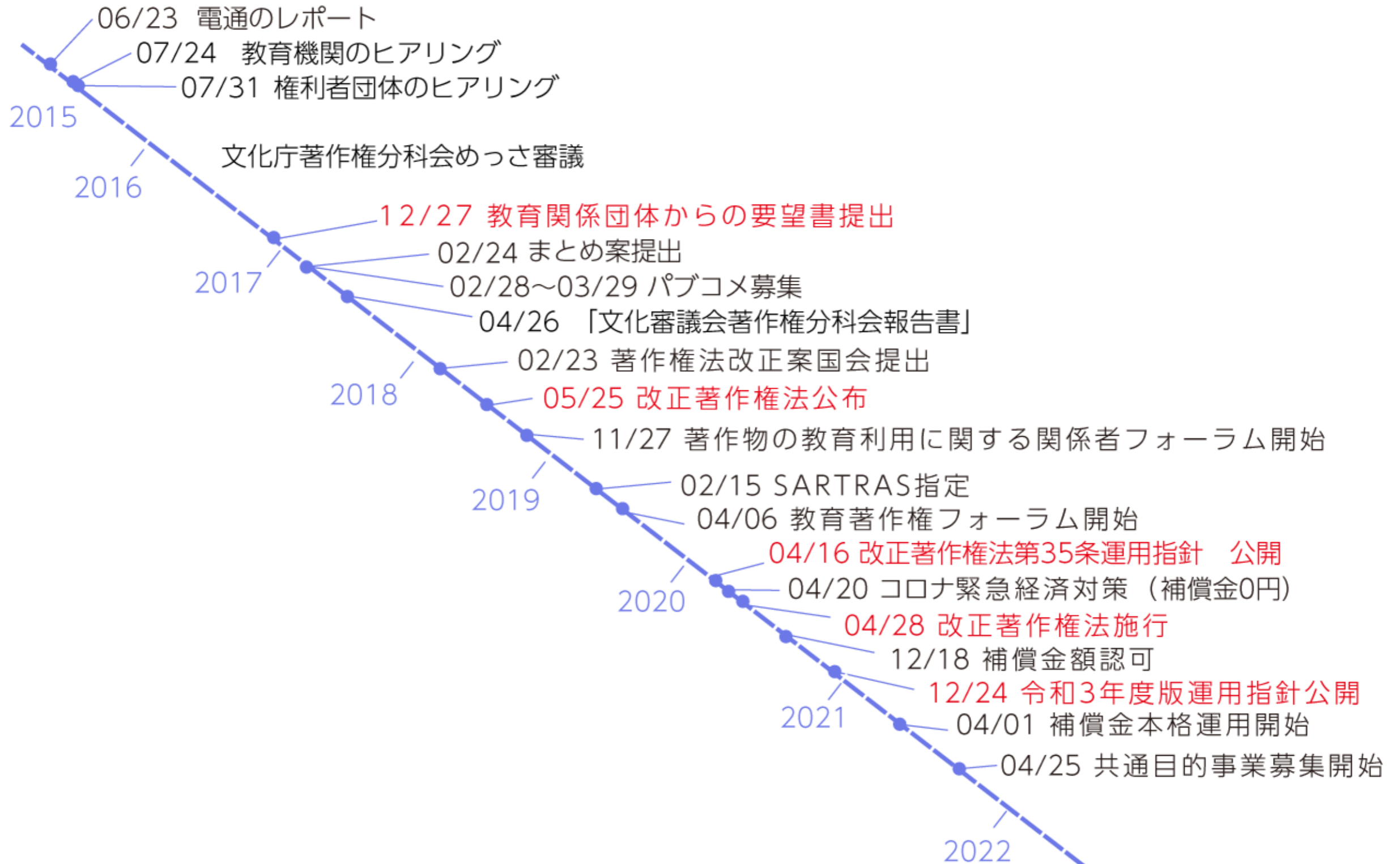


授業における著作物利用のための 教員向け著作権教育教材の開発

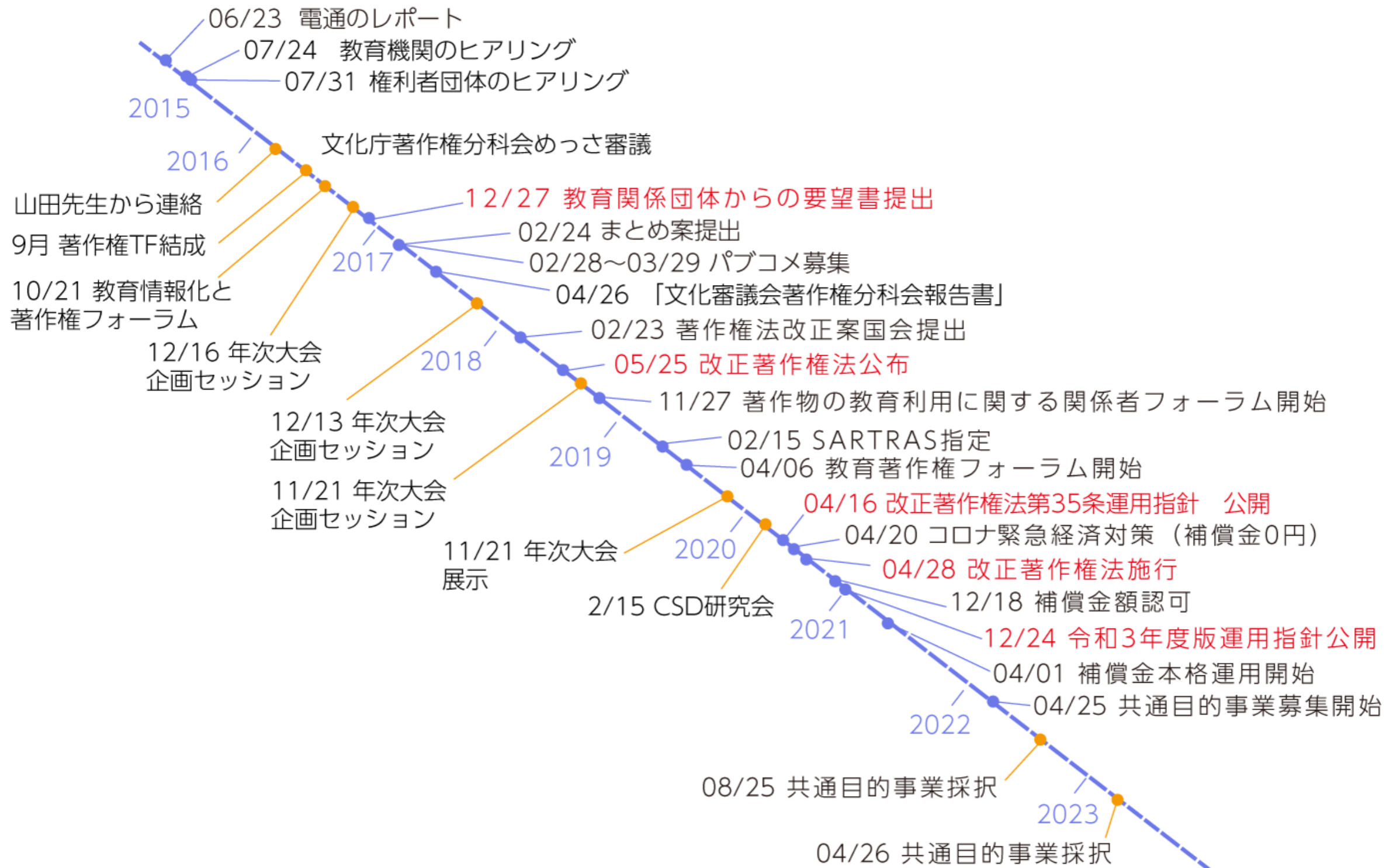
AXIES CIO向け講演会 2023.5.11

CSD部会 著作権TF 天野由貴 (東京工業大学)

著作権法35条改正の流れ



CSD部会 著作権タスクフォース



すぐわかる 著作権と授業

冊子版 (PDF)

まだまだ人気の紙媒体

Web版

レスポンス対応



CC-BYで公開



先生にぜひ読んでほしい

すぐわかる

著作権と授業

35条でいう「授業」って?

引用って?

補償金?

「公衆送信」って?

CC BY AXIES



執筆 天野 由貴(あまの ゆき)

大学ICT推進協議会 学術・教育コンテンツ 共有流通部会 著作権タスクフォースメンバー。
東京工業大学 教育革新センター 特任専門員。
ねこでもわかるグラフシリーズ連載中。ねこ4匹、わんこ1匹と暮らしている。



監修 木村 剛大(きむら こうだい)

弁護士(日本・ニューヨーク州・ワシントンDC)、小林・弓削田法律事務所パートナー。
ウェブ版美術手帖での連載「アートと法/Art Law」、「アートと法の基礎知識」、「クリエイターのための権利の本」(ボーンデジタル、2018)の共著、法律監修など著作権を一般にも分かりやすく解説することにも力を入れている。ボクシング好き(みるのだけ)。



企画 隅谷 孝洋(すみや たかひろ)

大学ICT推進協議会 学術・教育コンテンツ 共有流通部会 著作権タスクフォースメンバー。
著作物の教育利用に関する関係者フォーラム委員(2021、2022年度)。広島大学情報メディア教育研究センター教授。Star Wars とラーメンが好き。



イラスト 角田 綾佳(すみだ あやか)

株式会社キテレツ、デザイナー&イラストレーター。ウェブデザインを中心に、印刷物や広告などさまざまなデザインを手がける。ねことラッコとK-POPが大好き。



デザイン・DTP 佐藤 理樹(さとう まさき)

アルファデザイン、書籍制作中心のグラフィックデザイナー。著書『はじめてのIllustrator CC』(秀和システム)。デザイン・DTP『クリエイターのための権利の本』、『HTML 解体新書』(ボーンデジタル)、『ネオ・ダダの逆説』(みすず書房)など。バイクとねこと日本酒好き。



編集 小関 匡(こせき きょう)

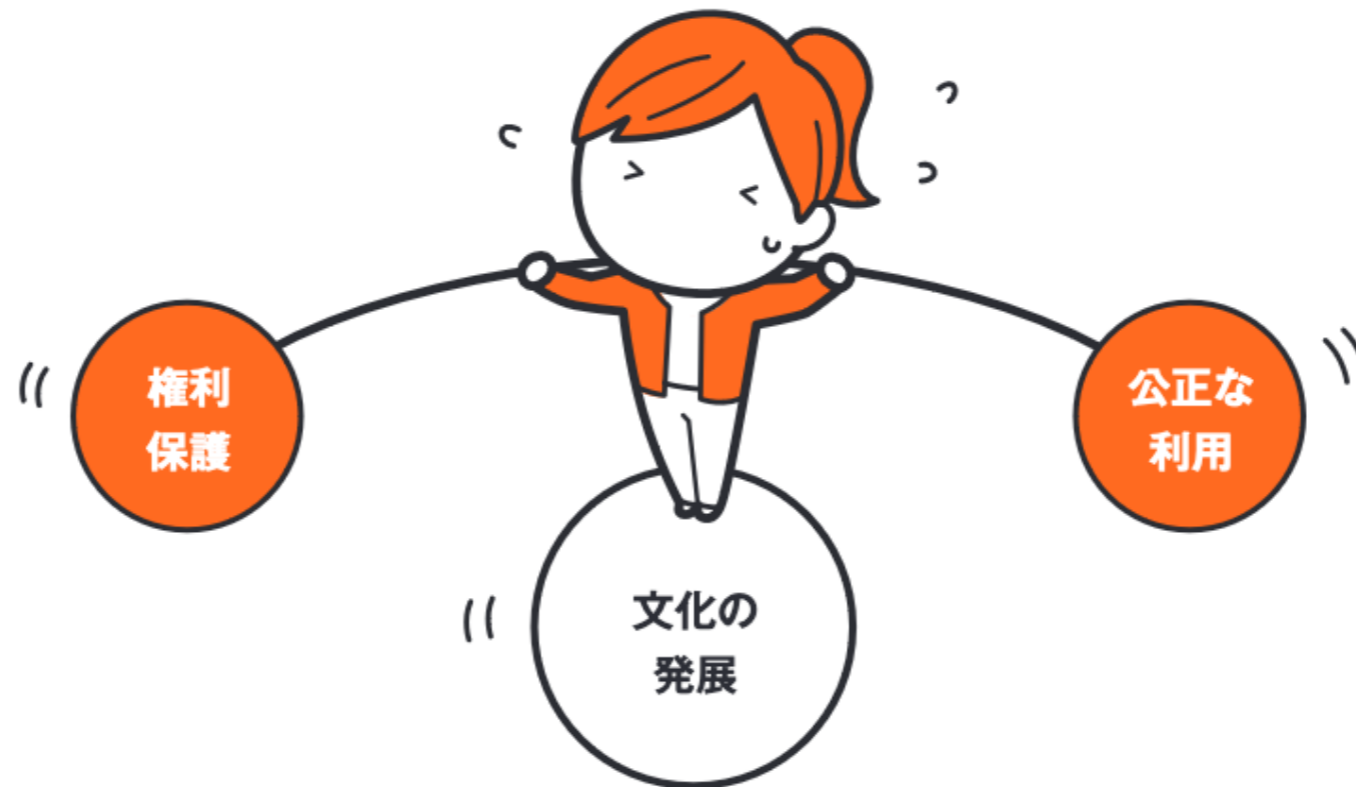
IT、Web、デザイン系のライター兼書籍編集者。ライターとしては、企業のオウンドメディアを中心に活動中。主な書籍編集実績『クリエイターのための権利の本』(ボーンデジタル)『鬼フィードバック デザインのチカラは“ダメ出し”で育つ』(MdN)他。日本酒好きなれど、ダイエットのため節酒中。



著作権の基礎

著作権法の目的

第1条（目的） この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。



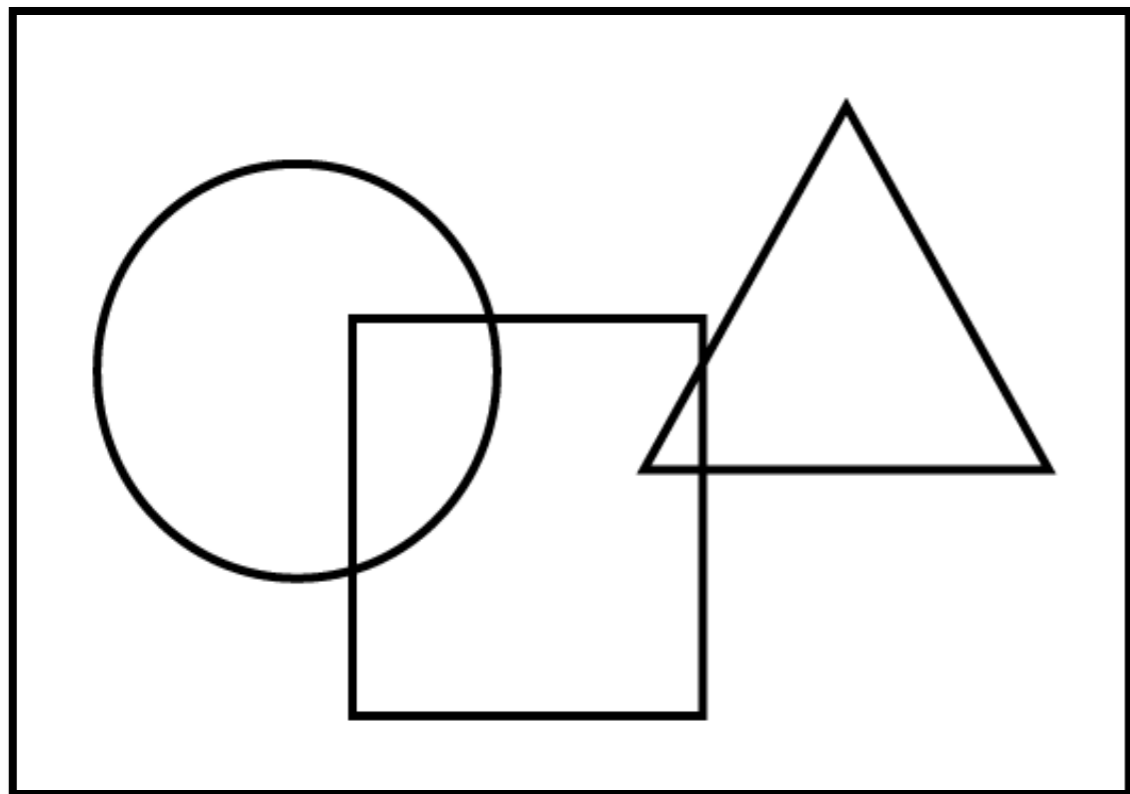
著作物とは

2条1項1号 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

著作物にあたらなないもの

- データ
- 事実
- アイデア
- ありふれたもの

どこからが著作物？



著作者と著作権者

2条1項2号 著作者 著作物を創作する者をいう。

プロ・アマ, 年齢関係なし!

著作財産権は譲渡できる。

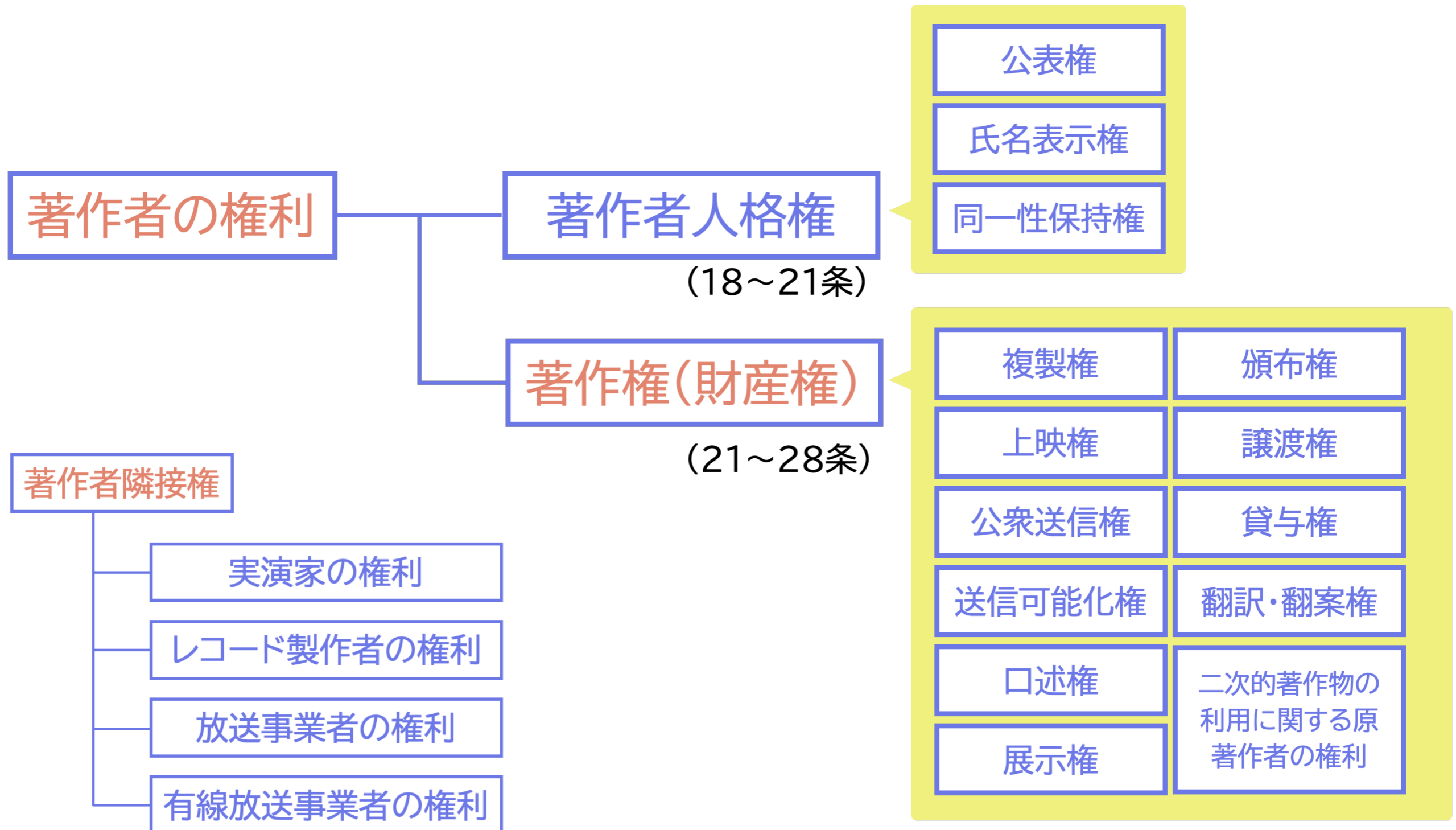
著作者 ≠ 著作権者 となることもある。

著作者人格権に関すること：著作者に許諾をとる

著作権（財産権）に関すること：著作権者に許諾をとる

著作権とは

勝手に〇〇されない権利



権利制限

公正な利用

- 私的使用のための複製（30条）
- 付随対象著作物の利用（30条の2）
- 図書館等における複製（31条）
- 引用（32条1項）
- 教科用図書等への掲載（33条）
- 教育機関における複製等（35条）
- 試験問題としての複製等（36条）
- 営利を目的としない上演等（38条）



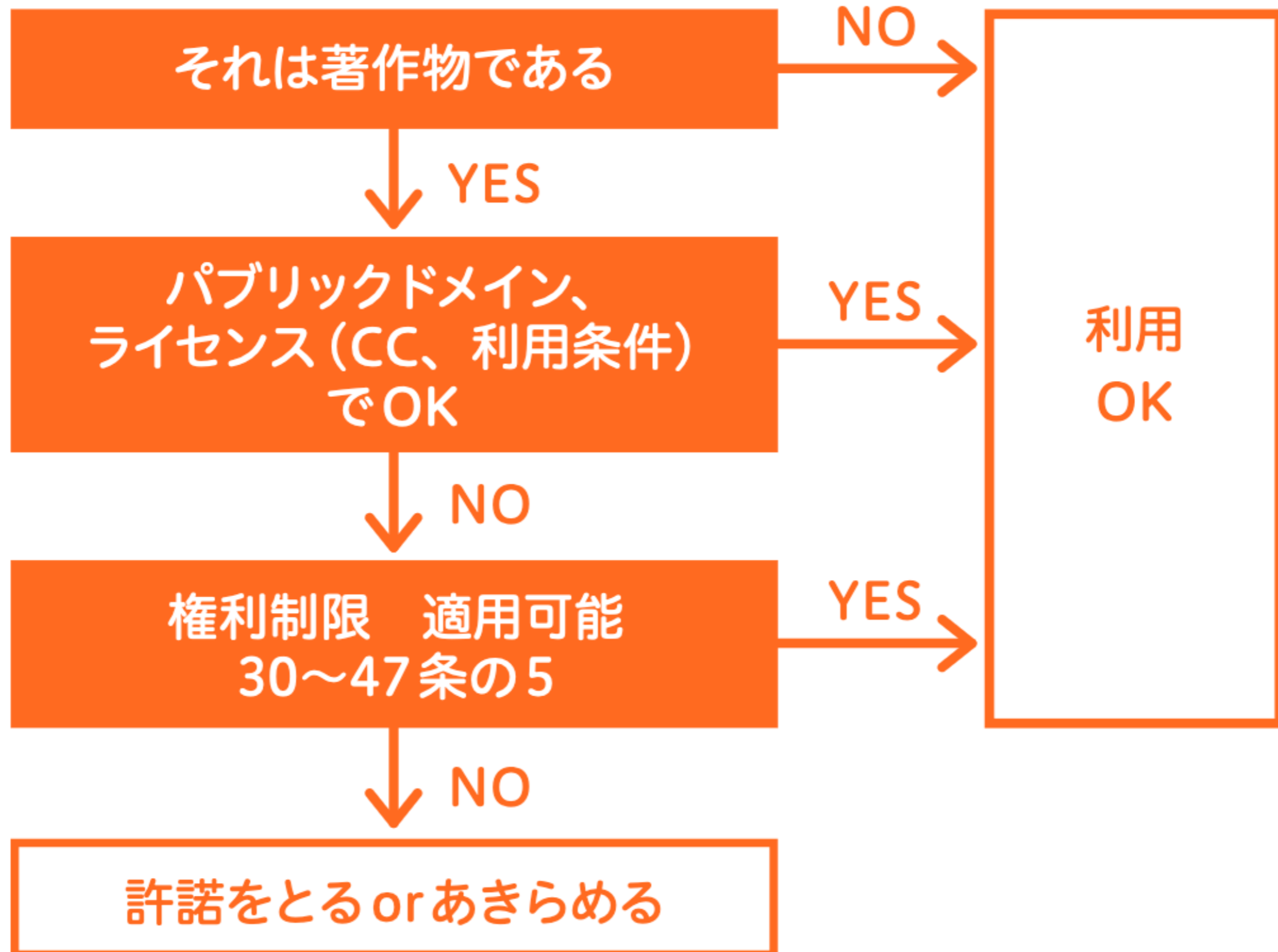
引用（32条）

- 公表された著作物であること
- 「引用」であること
 - 区別性：引用した箇所が明確になっていること
 - 主従関係：量的にも質的にも本文が「主」、引用部分が「従」であること
- 引用による利用行為が「公正な慣行」に合致し、「引用の目的上正当な範囲内」であること
- 出所を明示すること
- 引用部分を改変していないこと

全部あてはまる必要がある

授業での著作物利用

授業で著作物を扱う時のフロー図



学校その他の教育機関における複製等（35条）

旧35条

第1項

要件を満たせば、
授業目的の複製は
無許可で可

第2項

遠隔合同授業等の場合、
授業目的の公衆送信は
無許可で可

改正35条

第1項

要件を満たせば、授業目的の
複製・公衆送信・公の伝達は
無許可で可

第2項

上記の公衆送信を行う場合は、
「教育機関の設置者」が
補償金を著作権者に支払う

第3項

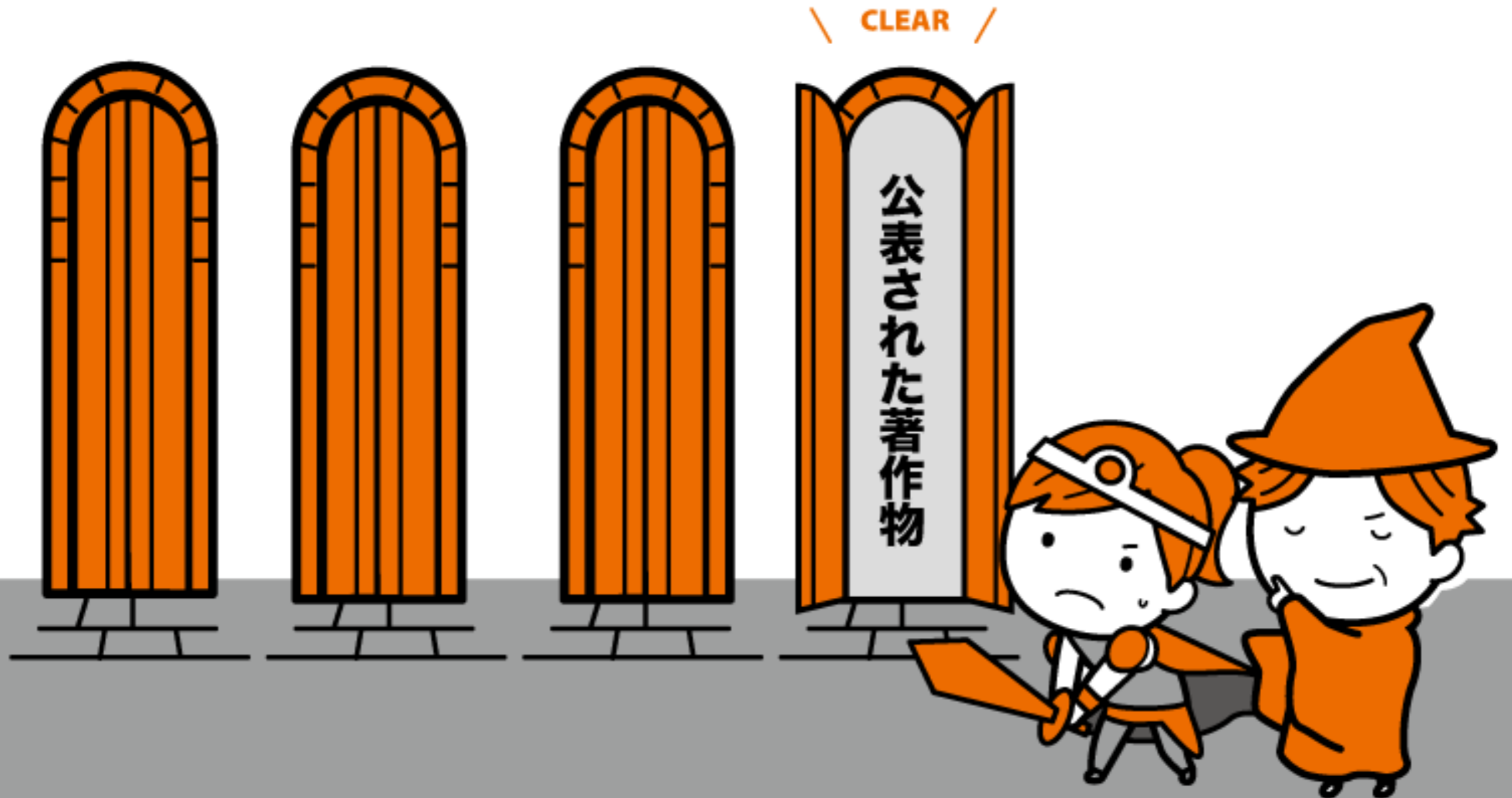
遠隔合同授業等の場合、
授業目的の公衆送信は
補償金不要

改正著作権法第35条運用指針

権利者と教育機関で、1つのガイドラインを作成



35条による適法な著作物利用



課題等で学生が教員に提出しただけだったら「公表」とは言えない

FD/SDや大学のサークル活動などは「授業」にあたらなない。

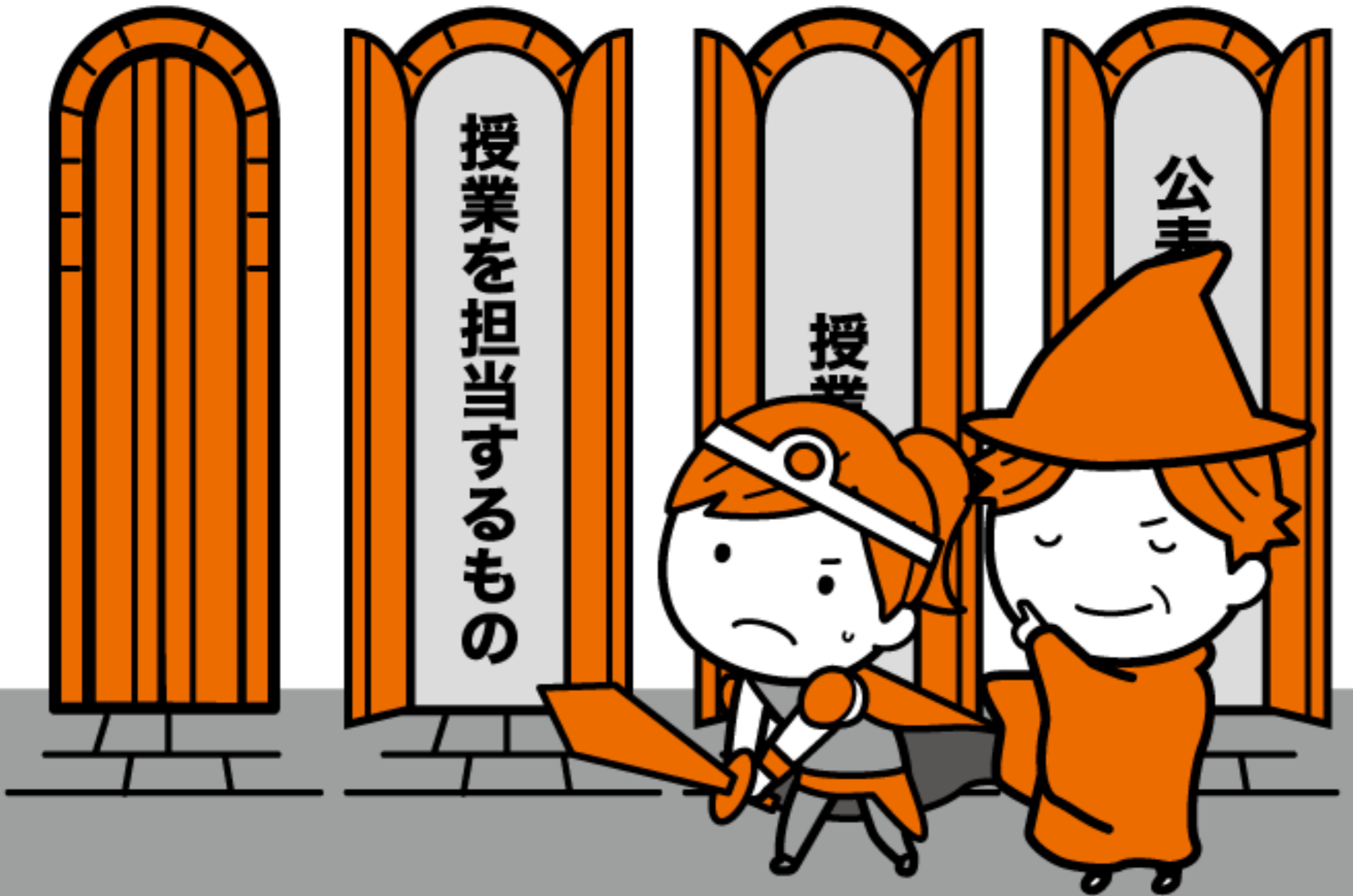
公開講座は「授業」



CLEAR /

CLEAR /

CLEAR /



授業を担当するもの

授業

公事

CLEAR

CLEAR

CLEAR

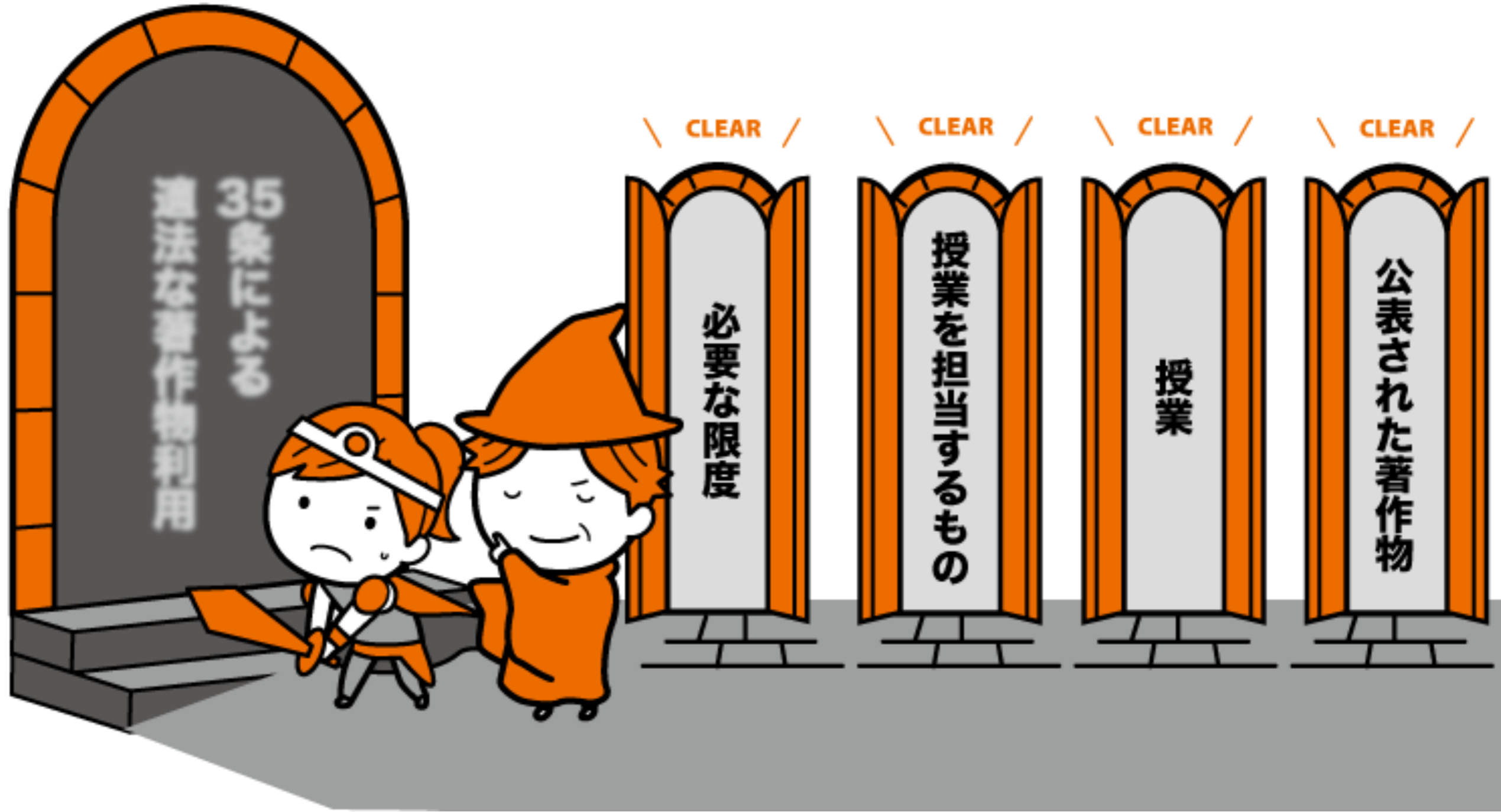
CLEAR

必要な
限度

授業を
担当

公表され
た著作物





35条による
適法な著作物利用

CLEAR

必要な限度

CLEAR

授業を担当するもの

CLEAR

授業

CLEAR

公表された著作物

著作権者の利益を
不当に害さないこと

CLEAR

必要な限度

CLEAR

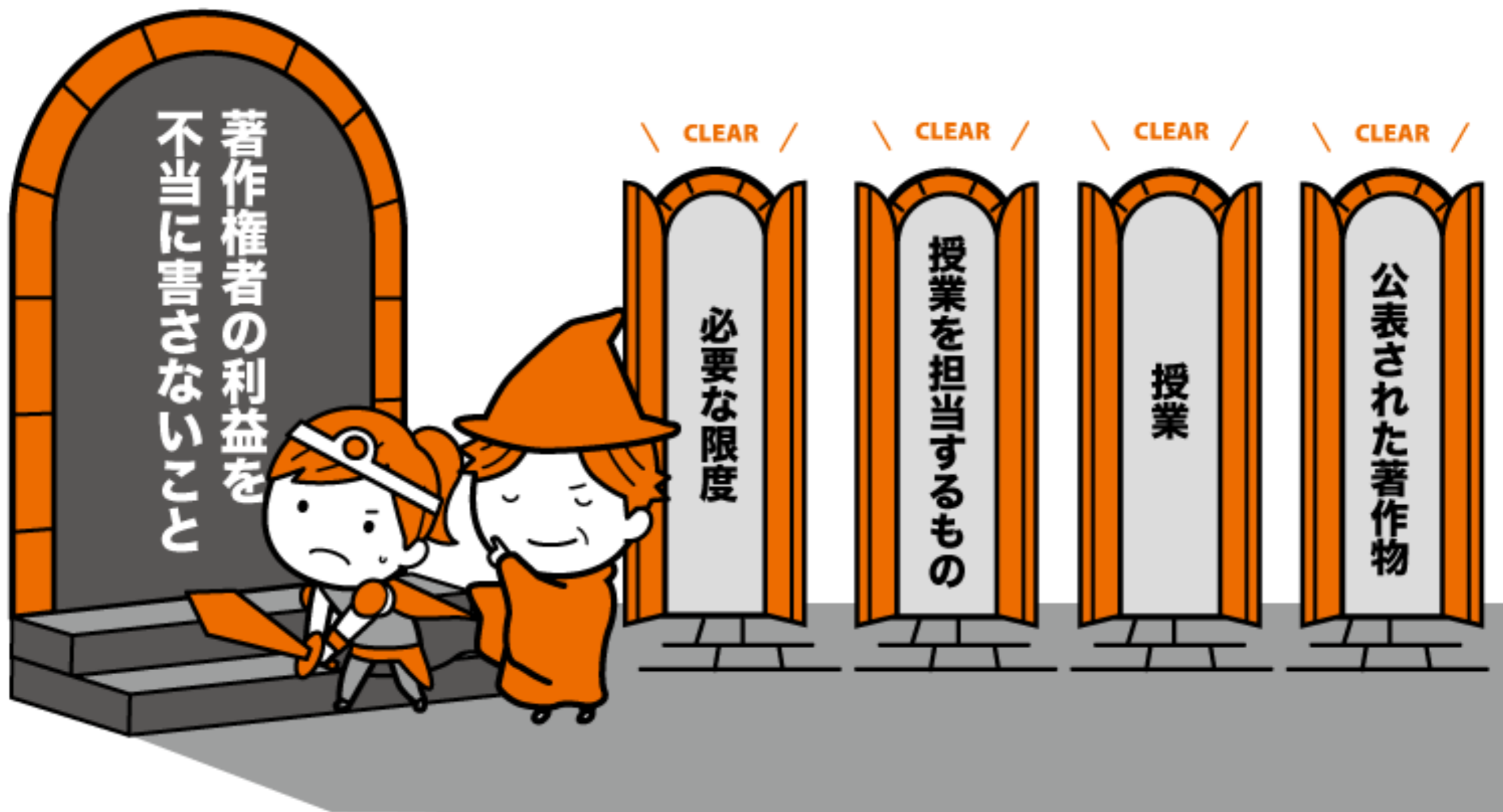
授業を担当するもの

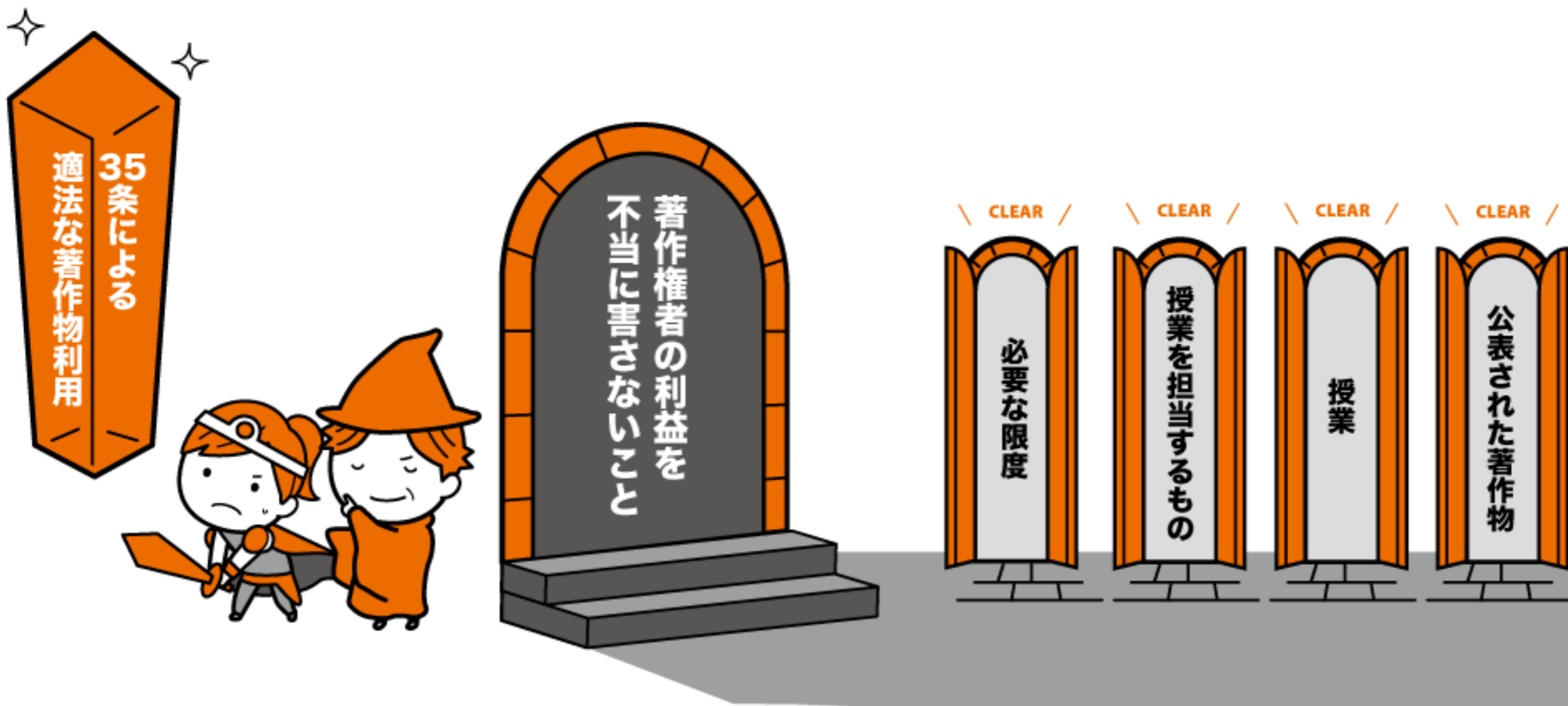
CLEAR

授業

CLEAR

公表された著作物





授業で学生に著作物を扱わせる際も同様

2023年度は . . .

2023年度は . . .

- 英語に翻訳
冊子, Webサイト
- クイズ

CC-BYです

学内の研修, FDなどで
ご自由にお使いください

